

5 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省

【提案項目】

- 1 確定的な中期目標の設定と地球温暖化対策計画の早期策定
- 2 温暖化対策における国・地方の役割の明確化と財源措置等

【提案内容】

項目1 我が国の温室効果ガス削減目標について、「2050年までに1990年比80%削減」という長期目標を視野に入れて、確定的な中期目標を早期に設定すること。また、その目標を確実に達成するための具体的な対策を盛り込んだ地球温暖化対策計画を早期に策定すること。

項目2 国内対策の実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、効率よく推進していくことが不可欠である。そこで、中小規模事業者や家庭部門を対象とした温暖化対策など、地域できめ細かな対応が必要な施策については地方自治体に委ね、地球温暖化対策譲与税の創設など必要な財源措置等を講じること。

【提案理由】

我が国の温室効果ガス削減目標については、「2020年度までに2005年度比3.8%削減」とする原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めない現時点での目標が設定され、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえ、確定的な目標を設定することとしており、我が国が先進国としての責務を果たすためには、「2050年までに1990年比80%削減」の長期目標を視野に入れて、確定的な中期目標を早期に設定する必要がある。また、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県は、国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされており、国と地方自治体が連携を図りつつ地球温暖化対策を推進するためには、地球温暖化対策計画を早期に策定し、国内対策に取り組む必要がある。

さらに、国内の地球温暖化対策を進める上での国と地方の役割分担が明確になっていないが、地域の状況を把握している地方自治体が実施する方が効率的かつ効果が期待できる施策については、国が財源措置を講じたうえで、地方自治体にその事務を移譲すべきである。

【本県での取組状況等】

○ 地球温暖化対策計画の内容と現状

本県では、地球温暖化対策推進条例第7条に基づき、2010年（平成22年）3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。この計画の中で、本県の削減目標として「2020年（平成32年）の温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを目指すこととしている。（国の目標値が変更された場合は、それを基に本県の目標値も見直すこととしている。）

本県の2011年度（平成23年度）の県内の温室効果ガス総排出量は、7,682万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の基準年である1990年（平成2年度）と比べると、4.9%増加している。

○ 本県における温暖化対策の取組状況

ア 中小規模事業者の省エネ対策への支援

- ・無料省エネ診断の実施（平成22年度～）

省エネの知識・経験が豊富なエネルギー管理士が事業所を訪問し、電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況を診断して、省エネに向けた技術的助言を実施。

- ・省エネ機器等導入費の補助（平成25年度～）

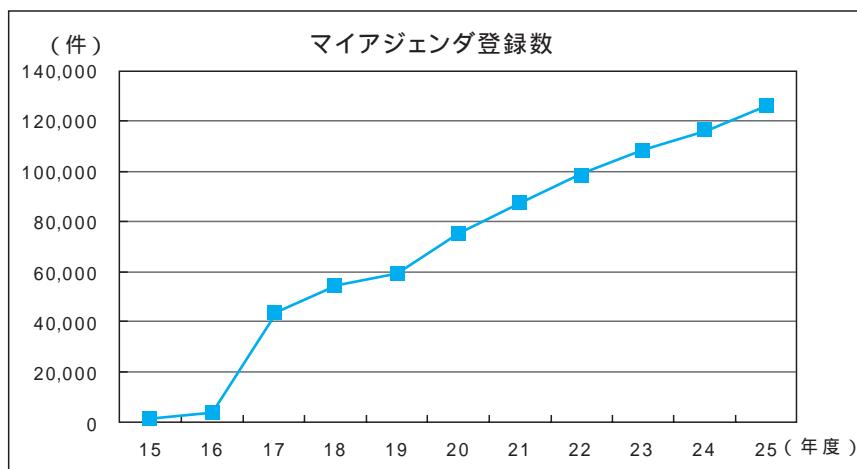
中小規模事業者の省エネ対策の推進と分散型電源の普及を図るため、ガスコーチェナレーションシステム（ガスを使って電気と熱を取りだし利用するシステム）又はBEMS（建築物のエネルギー管理システム）を導入する事業者に対して助成を実施。

イ 家庭部門の温暖化対策（普及啓発等）

- ・マイアジェンダ制度の普及拡大

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、県民のライフスタイルの転換を促すため、県民等にマイアジェンダ制度（※）の普及を図っている。

※マイアジェンダ制度：県民、企業等が環境配慮に向けて自主的に取組む内容を選択し、登録することにより実践行動に結びつけるもので、平成25年度末時点で約12万6千件が登録している。



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)